

技 第 5 5 2 号
令和 5 年 1 月 1 0 日

隠岐支庁関係各局長
農林水産部各課長
農林水産部各地方機関の長
土木部関係課長
土木部各地方機関の長

様

土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)
(技 術 管 理 課)

「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 2 6 条第 6 項（インフレスライド条項）
運用マニュアル（暫定版）」の運用にあたる一部改定について（通知）

このことについて、平成 26 年 2 月 19 日付技第 547 号「賃金等の変動に対する工事請負
契約書第 2 6 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（以下、運用マ
ニュアル）の運用を下記のとおり一部改定することとしましたので、関係職員へ周知してく
ださい。

なお、各市町村及び関係団体へは別途送付しています。

記

1. 施行日 通知日とする。
ただし、工事関係書類及び写真等により出来高が確認可能な場合につい
ては、運用マニュアルにおける基準日を令和 4 年 1 2 月 9 日以降とする
ことができる。
2. 対象工事 島根県農林水産部及び土木部（建築住宅課を除く）が所管する建設工事
かつインフレスライド条項によりスライド請求を行う工事または、イン
フレスライド条項の適用がある業務委託
3. 運用方法 別添新旧読み替え対照表のとおり運用する。
《改定による運用》
物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が残工事費の 1 %
を超えた場合は、複数回請求可能
ただし、令和 4 年度内に限り、スライド協議の請求は 1 回までとする。

4. 運用上の留意点

- ・令和4年度内に限り、3. 運用方法の改定に基づくスライド協議の請求は1回までとする。
- ・「全体スライド」、「単品スライド条項」、「インフレスライド条項」については、併用可能である。
- ・「インフレスライド条項」と「単品スライド条項」を併用する場合の変更契約については、精算変更時点で行うことができる。
- ・工事関係書類の簡素化については、令和4年3月22日付技第654号によることとする（工事打合せ簿による受発注者間のやりとりが可能）。

契約約款に関すること

島根県土木部土木総務課建設産業対策室 安部

TEL 0852(22)5388、FAX 0852(22)5782

MAIL : shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

積算等に関すること

島根県土木部技術管理課

土木設計基準グループ 森山、山本

TEL 0852(22)5924、FAX 0852(25)6329

MAIL : sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

農林設計基準グループ 中島、白築

TEL 0852(22)5653、FAX 0852(25)6329

MAIL : sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

賃金等の変動に対する工事請負契約書 26 条第 6 項の運用について【新旧読み替え対照表】

改定後				改定前（平成 26 年 2 月策定）			
運用マニュアル p 2-3				運用マニュアル p 2-3			
1. 適用対象工事				1. 適用対象工事			
(1) 契約書第26条第6項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。				(1) 契約書第26条第6項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。			
(2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、 基準日以降の残工事量に対する資材や労務単価等の変更がなされた時とする。				(2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、 賃金水準の変更がなされた時とする。			
・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い				・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い			
項目	全体スライド (契約書第 26 条 第 1 項から 第 4 項)	単品スライド (契約書第 26 条 第 5 項)	インフレスライド (契約書第 26 条第 6 項)	項目	全体スライド (契約書第 26 条 第 1 項から 第 4 項)	単品スライド (契約書第 26 条 第 5 項)	インフレスライド (契約書第 26 条第 6 項)
適用対象工事	工期が 12 ヶ月を 超える工事 但し、基準日以 降、残工期が 2 ヶ 月以上ある工事 (比較的大規模 な長期工事)	すべての工事	すべての工事 但し、基準日以降、残 工期が 2 ヶ月以上あ る工事	適用対象工事	工期が 12 ヶ月を 超える工事 但し、基準日以 降、残工期が 2 ヶ 月以上ある工事 (比較的大規模 な長期工事)	すべての工事	すべての工事 但し、基準日以降、 残工期が 2 ヶ月以上 ある工事 (本通知発出日時 点で継続中の工事 及び新規契約工事)

請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の 日から12ヶ月経 過した基準日以 降の残工事量に 対する資材、労 務単価等	部分払いを行っ た出来形部分を 除く全ての資材 (鋼材類、燃料油 類等)	基準日以降の残工事 量に対する資材、労 務単価等
	受発注 者の 負担	残工事費の1.5%	対象工事費の 1.0% (但し、全体スラ イド又はインフ レスライドと併 用の場合、全体ス ライド又はイン フレスライド適 用期間における 負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗 力条項」に準拠し、建 設業者の経営上最小 限度必要な利益まで 損なわないよう定め られた「1%」を採用。)
	再スラ イド	可能 (全体スライド 又はインフレス ライド適用後、 12ヶ月経過後に 適用可能)	なし (部分払いを行 った出来形部分 を除いた工期内 全ての資材を対 象に、精算変更契 約後にスライド 額を算出するた め、再スライドの 必要がない)	可能 (基準日設定後に物 価水準(価格水準)の 上昇により請負代金 額の変動額が残工事 費の1%を超えた場 合、その都度適用可 能)

請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の 日から12ヶ月経 過した基準日以 降の残工事量に 対する資材、労 務単価等	部分払いを行っ た出来形部分を 除く全ての資材 (鋼材類、燃料油 類等)	本通知に基づき、賃 金水準の変更がな された日以降の基 準日以降の残工事 量に対する資材、労 務単価等
	受発注 者の 負担	残工事費の1.5%	対象工事費の 1.0% (但し、全体スラ イド又はインフ レスライドと併 用の場合、全体ス ライド又はイン フレスライド適 用期間における 負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗 力条項」に準拠し、建 設業者の経営上最小 限度必要な利益まで 損なわないよう定め られた「1%」を採用。)
	再スラ イド	可能 (全体スライド 又はインフレス ライド適用後、 12ヶ月経過後に 適用可能)	なし (部分払いを行 った出来形部分 を除いた工期内 全ての資材を対 象に、精算変更契 約後にスライド 額を算出するた め、再スライドの 必要がない)	可能 (本通知に基づき、 賃金水準の変更が なされる都度、適用 可能)

運用マニュアル p 4

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

(中略)

・ スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式 1－1 又は 1－2）により行うこととする。

また、基準日設定後に物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が残工事費の 1 %を超えた場合、かつ、残工事の工期が新たな基準日から 2 ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

運用マニュアル p 4

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

(中略)

・ スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式 1－1 又は 1－2）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から 2 ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1 回を基本とする。